

自動車税と住所変更について

自動車税は、毎年4月1日現在の自動車の所有者に1年分を納めていただく税金で、青森県では6月に課税しています。

自動車税の納税通知書は、原則として車検証に記載されている住所にお送りしています。自動車をお持ちの方は、引っ越しなどで住所が変わったときには、運輸支局で住所の変更登録をする必要があります。3月中にこの変更登録をしていただくと、自動車税の納税通知書も変更後の住所に送られることになります。

すぐに変更登録の手続ができない事情がある場合は、下北地域県民局県税部まで新しい住所をお知らせください。

また、自動車税の住所変更の届出は県税ホームページでも受付しています。

<http://www.pref.aomori.lg.jp/life/tax/011-henkouindex.html>

【お問合せ】下北地域県民局県税部課税課 ☎ 22-8581（内線210、211）

佐井地区診療所からのお知らせ

平成28年4月から、福浦診療所・牛滝診療所の診察日・診察時間が次のとおり、変更となります。

■ 福浦診療所

【診 療 日】 第1・第2・第4・第5木曜日 午後2時から午後4時まで
・第3木曜日、祝祭日は休診

■ 牛滝診療所

【診 療 日】 第3木曜日 午後2時から午後3時まで

■ 佐井歯科診療所

診療は予約制となっています。予約なしの診療は当日お受けできない場合があります。事前に電話で予約のうえ、ご来院ください。

なお、診療時間などについては以下のとおりとなります。

【診 療 日】 月曜日～金曜日

・休診日：土曜日、日曜日、祝祭日

・へき地診療：第1・第3金曜日（午後）

【受付時間】

月・水・金曜日 午前8時30分から午前11時30分まで 午後1時から午後4時30分まで

火 曜 日 午前8時30分から午後12時30分まで 午後4時から午後6時30分まで

木 曜 日 午前8時30分から午前11時30分まで 午後2時から午後5時30分まで

【そ の 他】都合により、診療時間の変更および休診となる場合がありますので、ご了承ください。

【お問合せ】一部事務組合下北医療センター

佐井地区診療所 担当：佐藤 ☎ 38-2261

にゃんにゃん注意報

猫の繁殖シーズン到来!!

猫の繁殖シーズンは、2月頃から9月頃まで続きます。多くの猫は1歳になる前に繁殖が可能になります。

雌猫は10年間に50から150匹の子猫を産みます。青森県動物愛護センターには昨年度831匹の子猫が連れてこられました。

猫には不妊・去勢手術をしてください。

詳しくは青森県動物愛護センターのホームページをご覧ください。（「青森県動物愛護センター」で検索）

【お問合せ】青森県動物愛護センター ☎ 017-726-6100